

美浜の会ニュース

No. 140

2016. 5. 4

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ←

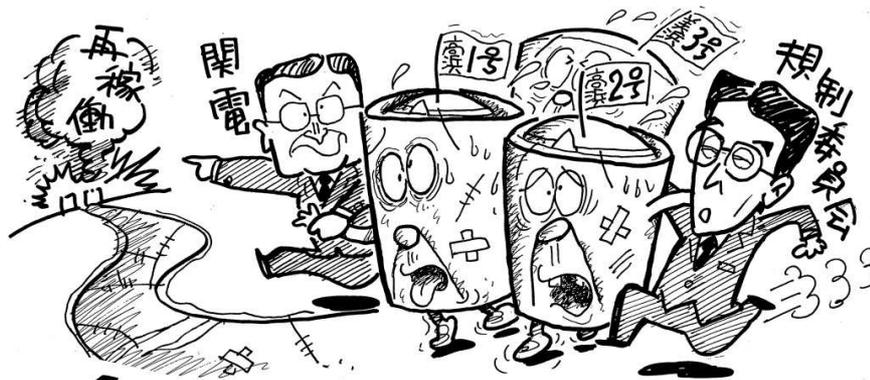
頒 価 300円
購読料 年2千円

多くの配管で、亀裂や減肉を想定した耐震評価は実施せず

熊本地震のような繰り返しの揺れに耐えられない 川内原発を即刻停止せよ！

高浜1・2号 炉内ボルトのずさんな検査 老朽化の実態さえ把握できず

40年超えの高浜1・2号、美浜3号を廃炉に追い込もう



◆川内原発を即刻停止せよ！ 熊本地震のような繰り返しの揺れに耐えられない

熊本・大分に甚大な被害をもたらしている熊本地震は、日本が地震の活動期にあることを改めて示した。同時に、自然災害と原発事故が同時に起こる原発震災の恐怖を多くの人々が感じ取り、唯一稼働している川内原発1・2号を停止するよう求めた。しかし、原子力規制委員会も政府も、強硬に運転継続ありきの姿勢を変えていない。この根底には、運転を停止すれば、原発ゼロがまた現実のものとなり、再稼働できなくなるという原子力ムラの恐怖がある。人命よりも原発推進の国策と電力会社の経済性を最優先させている。

震度7の地震が二度も襲い、激しい揺れを繰り返した熊本地震は、これまでの地震の想定をはるかに超えている。震源域は100kmを超え、内陸型地震としては最多の地震回数となっている(震度7が2回、震度6が5回、震度5が11回、震度4が82回、震度3以下が1,112回[5月4日22時現在])。布田川-日奈久断層帯から始まった地震の活動域は拡大していった。南西

目次

▼老朽原発を廃炉に！・・・p1 ▼川内原発をすぐ止めて耐震性を再評価せよ・・・p5 ▼高浜1・2号のずさんな検査の実態・・・p6 ▼揺れ続ける大地～熊本県水俣からの願い・・・p8 ▼高浜1・2号 名古屋地裁に提訴・・・p9 ▼安定ヨウ素剤事前配布の篠田市を訪問・・・p10 ▼本の紹介「原発事故 国家はどう責任を負ったかーウクライナとチェルノブイリ法」・・・p12 ▼原発事故被害者救済の署名に協力を・・・p14 ▼大飯原発17回法廷の報告・・・p15 ▼玄海町長の核のゴミ最終処分場受け入れ前向き発言に抗議・・・p16

部の川内原発方向へは、日奈久断層帯の八代海区域の断層が動いた。甕(こしき)断層帯甕区間と甕海峡中央区間の両断層の交点に川内原発がある。北東部へは、布田川断層帯の北端が阿蘇山の外輪内まで及び、別府一万年山断層帯の活動によって大分でも激しい揺れが襲った。その先には、中央構造線がつながり、伊方原発が位置している。さらに、地表に現れた活断層からは、上下に最大1mの大きなずれを伴う右横ずれの断層活動だったことが明らかになっている(布田川断層帯周辺で、北側で最大1m以上の沈降、南側で最大30cm以上の隆起を伴う変動)。川内原発を大地震が襲ってからでは手遅れだ。

今回の波動的な地震に対して、規制委は川内原発での揺れが小さいことを理由にして止めようとしなない。4月25日の規制庁交渉でも「弾性限界内の揺れのため、問題はない」と繰り返した。しかし、配管等に亀裂が生じている場合は、繰り返しの揺れによって亀裂が貫通する危険がある。ところが、原発の耐震性評価では、主給水配管以外では配管や機器の減肉や亀裂を想定した評価はなされていない[5頁参照]。このような評価抜きに「安全性に問題はない」と繰り返しているだけだ。まずは川内原発1・2号の運転を止めて、地震による機器の安全性を確認すべきだ。福島原発事故を繰り返すことは許されない。

◆屋内退避を中心とした避難計画は破たん

熊本地震では、度重なる余震により、木造家屋は倒壊し、避難所も倒壊する危険があるため、避難者は屋外や車中での避難生活を余儀なくされた。原発事故時の避難計画は、5km以遠はまずは屋内退避で、その後高い線量が確認されてから避難となっている。屋内退避を中心とするこの段階的避難に対し、これまで要援護者の屋内退避の問題点等を指摘してきたが、今回の熊本地震では、屋内退避が不可能であることを示している。それにも関わらず規制委の田中委員長は「まずは屋内退避」、「自然災害が起こって原子力災害が起きるまでに相当時間があり、状況を見てどうするか判断することになる」と現場を知らない、他人事の発言を繰り返すばかりだ。

さらに、現在の原発事故時の避難計画は、熊本地震のような地震との複合災害を基本的に考慮していない。避難道である高速道路や国道等の通行止め、橋の崩落、土砂災害等々も考慮していない。また、安定ヨウ素剤については、各市町一か所か数か所で保管しているだけで、原発震災となれば緊急時配布はほぼ絶望的となる。高齢者や障がい者等の避難弱者の避難は一層困難となる。熊本地震でも福祉避難所は開設できず、車いすのまま体育館等の一般避難所で何日も過ごしたり、車中での避難を余儀なくされ、震災関連死が大きな問題となっている。

原発防災は、まずは再稼働をやめてすべての原発の廃炉に進む以外にない。そのうえで、福井地裁の樋口判決が示すように、使用済核燃料プールを堅固な建屋で覆う等の対策をし、それでも起きる原発災害に対処できる避難計画を策定する以外にはない。

◆再稼働最優先で、老朽原発の稼働まで狙う関電・国

3月9日の大津地裁仮処分決定によって、稼働中の高浜3号と4号は運転停止に追い込まれた。仮処分の異議審が5月10日から始まるが、審理は少なくとも半年はかかり、すぐに再稼働できる見込みはなくなった。原発依存度20~22%を掲げる政府にとって、新規立地や増設がほぼ困難な状況の中で、40年超えの老朽原発まで再稼働しようとしている。その筆頭が高浜原発1・2号、美浜3号だ。高浜1・2号の場合はすべての許可・認可(新基準適合性審査を経た設置変更許可申請は4月20日に許可済み、あとは工事認可、寿命延長認可)が7月7日までに終了しなければ廃炉となる。美浜3号の場合は11月30日まで。

規制委は、安全性を値切っても期限内に間に合わせることを最優先にしている。高浜1・2号は、基準地震動が550から700ガルに引き上げられたため、蒸気発生器やポンプを含む一次系ループの耐震評価がこれまでの手法では許容値を超えて成り立たなくなった。通常であれば、そこで審査終了として廃炉を決めるべきだ。しかし、減衰定数を1%から3%に変更し、揺れが早く収まるようにした関電の申請を規制委は認めてしまい、さらに、その変更した評価は、改造工事の後（数年先）に確認すれば良しとしてしまった。通常なら、減衰定数を変更する場合は、その評価の妥当性を試験などで評価・確認する必要があるが、これを工事計画認可後に先送りするという異例の対応だ。

3.11後の原子炉等規制法の改正で、原発の寿命は基本的に40年とすることが定められた（原子炉等規制法43条の3の32）。20年の寿命延長は例外扱いだ。とりわけ地震の活動期に入った現在、老朽化の進んだ原発の寿命延長は危険極まりない。福島原発事故から5年になるが、汚染水対策一つとっても解決できていない。

電力各社は、40年超えの原発について、出力が小さな老朽炉については既に廃炉を表明しているが、経済性を最優先して、高浜1・2号（82.6万kW）のような比較的規模の大きな原発は延命を図ろうとしている。高浜1・2号の再稼働を止めて廃炉に追い込み、その後に続く老朽原発の稼働の道をふさいでいこう。

廃炉が決まっている原発		
原発名	廃炉決定時の年齢※	電気出力 (kW)
美浜1	45才	34.0
美浜2	43才	50.0
敦賀1	45才	35.7
玄海1	40才	55.9
伊方1	39才	56.6
島根1	41才	46.0

※電力各社が廃炉を表明した2015年時点の年齢

40年超えで再稼働を狙う原発		
原発名	年齢	電気出力 (kW)
高浜1	42才	82.6
高浜2	41才	82.6
美浜3	40才	82.6
【次に40年越えが迫っている原発】		
大飯1	37才	117.5
大飯2	37才	117.5

◆炉内ボルト ずさんな検査で、老朽化の実態は把握できず

4月25日の規制庁交渉では、高浜1・2号の老朽化の実態把握と検査の実態が大きな問題となった。原子炉圧力容器内のバップルフォーマーボルトについて、中性子照射による応力腐食割れ（IASCC）が問題となった。関電はこれまで、このボルトの老朽化対応として、基本的に水中カメラで目視検査を行ってきた。しかし、この検査の可視範囲を示す審査会合の資料は白抜きで、一体どの範囲まで目視できるのかさえ分からない状態だ。また、目視ではボルトの首下部が脱落したり、脱落寸前の大きな変形がある場合にしか確認できず、ボルト内の亀裂については確認できない。

関電は、目視検査の他に超音波探傷検査を実施しているというが、高浜1号では第13回定検時（1991～1992年度）と第17回定検時（1997年度）にそれぞれ半周ずつ実施したのみ。高浜2号にいたっては、第15回定検時（1995年）に半周を検査したのみだ。いずれも20年程前に検査しただけだ。さらに、炉内の中性子照射は対称性があるため、半周を検査すれば、残り半周の状況も把握できると関電は審査会合で説明し、規制庁もこれを鵜呑みにしてしまっている。4月25日の規制庁交渉では、海外の原発では複数のボルトが損傷した例があるが、損傷が全て対象の位置にあるボルトで生じているのかについては答えることはできず、「対称性」についてはなんら証明されていない。

さらに、20年前の初回検査の次の検査は、それから30年以内に実施すれば良しとして、高浜原発の場合、運転開始から50年までに2回目の検査を実施すればよいという。また、超音波探傷検査で確認できる傷は「数ミリ程度」と規制庁は述べているが、その検査性能についても不確かだ。既に傷が存在し、ボルトが脱落する可能性もある。運転中にボルトが脱落すれば、燃料集合体や一次系配管を損傷させ、大事故につながる危険性がある [6頁参照]。

このように、ずさんな検査によって老朽化の実態は藪の中にあるが、それでも安全性に問題なしとして再稼働させようとしている。他の機器でも同様の検査の手抜きがあるに違いない。このずさんな検査の実態を広め、老朽原発の廃炉を求める声を強めていこう。

◆老朽原発廃炉に向けて、署名、裁判、議会等への働きかけを進めよう

4月14日には、老朽原発高浜1・2号の運転延長差止を求める国相手の裁判が名古屋地裁に提訴された。福井・愛知・岐阜・京都・大阪などから76名が原告となった。法廷内外の活動を結びつけて、廃炉を求めて進もう。

4月20日からは、福井・関西各府県・岐阜・愛知・首都圏の23団体が呼びかけた老朽原発廃炉を求める署名も始まった。規制委員会と福井県、関西広域連合、関西各府県と岐阜・愛知県の知事宛ての署名だ。全国各地から署名を進めよう。5月3日の憲法記念日の各地の集会でも、署名活動が行われた。署名のための学習会・懇談会等を開いていこう。

多くの人々が感じている、老朽原発の再稼働などもってのほか！という声を署名に結集させていこう。廃炉を求める理由は、①老朽原発は原子炉容器や機器等が劣化。劣化の状況は十分に把握されておらず、地震にも弱い。②原発の運転期間は40年が原則。③福島原発事故の原因究明はいまだ道半ば。いまでも大量の汚染水が放出されている。④事故の被害は、福井県・京都府北部のみならず関西一円、東海地方にも。琵琶湖も汚染される。⑤避難計画は被ばく計画。「避難弱者」の避難など避難計画に実効性なし。この内容を広く宣伝していこう。

6月議会に向けて、老朽原発廃炉の請願・陳情等を出し、議員への働きかけを強めていこう。自治体や議員にも、老朽原発の危険な実態を知らせていこう。

4月7日 滋賀県に申し入れ（避難計画を案ずる関西連絡会）

老朽原発の再稼働には反対です（滋賀県）



4月7日、滋賀・京都・兵庫・大阪から市民9名が参加して、滋賀県に避難計画の問題と老朽原発は廃炉にすべきとの表明を求めて、申し入れに行きました。県からは防災担当の2名の職員が対応。

滋賀県知事は、高浜原発3・4号の再稼働に対し関西の知事の中で唯一「再稼働を容認できる環境にはない」と反対の意思を表明していました。この日は「実効性ある多重防護体制が構築されていません。使用済燃料の処理が未整備で、根本的な解決策の展望が見られません。このような状況では再稼働を容認できる環境にない」と国と関電に言っています。特に高浜1・2号と美浜3号については老朽化しており、老朽化すれば危険性が高まります。このため安全性の審査はより慎重且つ厳格に行う必要があります」と述べ、最終的に老朽原発の再稼働には反対だと確認しました。申し入れでは、福井県民と滋賀県民の避難経路が重複しているため住民の安全が確保できないという指摘に対しては、国に説明会を求めたいと回答しました。詳しい報告は、美浜の会HPに掲載しています。